

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 優先権者選定基準 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
P.1	第2	I R事業を安定的・継続的に運営するための体制、投資及び財務計画、和歌山 I Rの魅力を継続的に高めるための取組、懸念事項への対応等に関する提案内容を総合的に評価することとした。	I R事業を安定的・継続的かつ安全に運営するための体制、投資及び財務計画、和歌山 I Rの魅力を継続的に高めるための取組、懸念事項への対応等に関する提案内容を総合的に評価することとした。
P.6	1(ウ)(a)	南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害などを考慮の上、施設・設備の配置や早期復旧への備え、災害発生時の初動対応や正確な情報提供、提供手段の多重化・多言語化、周辺住民も巻き込んだ確実な避難実施、さらに災害のみならず、テロや感染症なども含め、来訪者の安全の確保が確実に実施される施設・設備の配置及び体制整備がなされているか。	南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害などを考慮の上、施設・設備の配置や早期復旧への備え、災害発生時の初動対応や正確な情報提供、提供手段の多重化・多言語化、周辺住民も巻き込んだ確実な避難実施、さらに災害のみならず、テロや新型コロナウイルスなどの感染症なども含め、来訪者の安全や健康・衛生の確保が確実に実施される施設・設備の配置及び対応策が検討されているか。
P.6	1(イ)(b)	I R事業効果の早期発現のため、2025年春の開業を目途とするなど、早期開業に向けた実施計画(案)が具体的に示されているか。	I R事業効果の早期発現のため、2026年春の開業を目途とするなど、早期開業に向けた実施計画(案)が具体的に示されているか。
P.8	2(イ)(a)	魅力増進施設について、世界中の観光客を惹き付けることのできる日本の伝統、文化、芸術、最先端技術、四季折々の自然や催事などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでにないクオリティで発信し、コンテンツやサービスのテーマが明確であり、計画された事業を実施するために必要な運営体制が具体的に示されているか。	魅力増進施設について、世界中の観光客を引き付けることのできる日本の伝統、文化、芸術、最先端技術、四季折々の自然や催事などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでにないクオリティで発信し、コンテンツやサービスのテーマが明確であり、計画された事業を実施するために必要な運営体制及びノウハウの具備が具体的に示されているか。
P.8	2(ウ)(a)	新たな観光ゲートウェイとして重要な機能を担う送客施設について、各施設で発信した情報や体験と関連する旅行商品の開発・企画提案などの運営体制や各施設との連携・役割分担が具体的に示されているか。	新たな観光ゲートウェイとして重要な機能を担う送客施設について、各施設で発信した情報や体験と関連する旅行商品の開発・企画提案などの運営体制やノウハウの具備、各施設との連携・役割分担が具体的に示されているか。
P.9	2(エ)(a)	長期滞在や再訪を促進する国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に向けた明確なコンセプト及び必要な運営体制が具体的に示されているか。	長期滞在や再訪を促進する国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に向けた明確なコンセプト及び必要な運営体制及びノウハウの具備が具体的に示されているか。

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 優先権者選定基準 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
P. 10	2(カ) (a)	また、施設や飲食・物販等のサービスについて、本邦初となる施設や日本の限定された地域にのみ展開されている施設の誘致など、一般的な商業施設とは一線を画した提案がなされているか。	また、施設や飲食・物販等のサービスについて、本邦初となる施設や日本の限定された地域にのみ展開されている施設の誘致など、一般的な商業施設とは一線を画した提案がなされて <u>おり、かつ必要な運営体制及びノウハウを備えている</u> か。
P. 10	2(キ) (a)	通常時はもとより、MICEイベントの開催規模や頻度に応じた具体的な交通影響予測・評価を行い、結果を踏まえた効果的かつ経済的な交通対策の提案（IoTやAIなど最先端技術を活用した駐車場処理、迂回路表示などの渋滞対策に加え、交通結節点からの新たな交通アクセスの導入等）がなされているか。また、それを実現させる実施体制が構築されているか。	通常時はもとより、MICEイベントの開催規模や頻度に応じた具体的な交通影響予測・評価を行い、結果を踏まえた効果的かつ経済的な交通対策の提案（IoTやAIなど最先端技術を活用した駐車場処理、迂回路表示などの渋滞対策に加え、交通結節点からの新たな交通アクセスの導入等）がなされているか。また、それを実現させる実施体制が構築されて <u>おり、かつ必要なノウハウを備えている</u> か。
P. 11	3(ア) (a)	また、IR事業者社内部門が示されており、反社会的勢力の排除、来訪者の安全確保等の必要な内容が確実に履行される体制となっているか。	また、IR事業者社内部門が示されており、 <u>コンプライアンスの確保</u> 、反社会的勢力の排除、来訪者の安全確保等の必要な内容が確実に履行される体制となっているか。
P. 12	3(イ) (a)	また、IR事業者及び委託事業者において想定する従業員規模が示されているか。	また、IR事業者 <u>及び</u> 委託事業者において想定する従業員規模が示されているか。
P. 12	4(ア) (a)	IR関係法令等に定める事項及び和歌山県IR基本構想（改訂版）に掲げる「IRによる課題と対策」の実現に必要な事項を的確かつ確実に実施するための施策が示されているとともに、和歌山県等との連携についても考慮されているか。また、安定的に実施できる体制を備えているか。	IR関係法令等に定める事項及び和歌山県IR基本構想（改訂版）に掲げる「IRによる課題と対策」の実現に必要な事項を的確かつ確実に実施するための施策が示されているとともに、 <u>「和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画」を踏まえ</u> 、和歌山県等との連携についても考慮されているか。また、安定的に実施できる体制 <u>及びノウハウ</u> を備えているか。
P. 13	4(イ) (a)	IR関係法令等に記載された施策等について、実行性のある施策が示されているとともに、和歌山県警察等との連携についても考慮されているか。また、安定的に実施できる体制を備えているか。	IR関係法令等に記載された施策等について、実行性のある施策が示されているとともに、和歌山県警察等との連携についても考慮されているか。また、安定的に実施できる体制 <u>及びノウハウ</u> を備えているか。